大津町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月１日

大津町教育委員会

目 次

１．計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３．現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４．基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５．目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６．実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ・・・２
７．推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
８．点検・評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
９．おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１　計画策定の趣旨

令和７年６月に成立した改正給特法により、教育職員の服務を監督する教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）」に即し、教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を目的とした「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとされた。

本計画は、指針の趣旨を踏まえ、大津町立小・中学校に勤務する教育職員が、心身ともに健康で意欲をもって教育活動に専念できる勤務環境の整備を図ることを目的として策定するものである。

２　計画期間

本計画の期間は、令和８年度から令和１１年度までの４年間とする。ただし、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

３　現状と課題

本町では、令和３年３月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大津町公立小・中学校における教職員の業務改善に向けた取組方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

校種	年平均	月４５時間を上回る割合	月８０時間を上回る割合
小学校	月３４時間	２８．１％	２．５％
中学校	月４２時間	４２．８％	８．８％

【令和６年度の学校における平均の超過勤務時間数】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	平均
小学校	40.1	41.6	41.7	26.7	5.5	33.9	37.0	32.9	26.8	26.7	28.1	33.6	34.0
中学校	56.3	51.6	49.5	37.3	10.4	45.0	52.1	47.6	36.0	35.5	38.0	36.0	42.0
小中学校	48.2	46.6	45.6	32.0	8.0	39.5	44.6	40.2	31.4	31.1	33.0	34.8	36.8

業務量の現状について、大津町立小・中学校における教育職員の平均超過勤務時間は、令和５年度以降、全体として減少傾向が見られるものの、月や時期によっては依然として高い水準となる場合がある。特に、４～６月、９～１１月に超過勤務時間が増加する傾向が見られ、業務の繁忙期における負担軽減が課題である。

健康確保上の課題について、長時間勤務が継続することは、教育職員の心身の健康に影響を及ぼすおそれがある。業務量の偏在や個人への過度な負担を防止するとともに、不調の兆候を早期に把握し、適切につなぐ体制の構築が求められている。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

第８条に基づき本計画を策定するものである。

４　基本方針

指針を踏まえ、次の基本方針の下で取組を推進する。

（１）業務量の適切な管理

教育職員の在校等時間を客観的に把握・分析し、業務量の平準化及び適正化を図る。

（２）教育職員の健康及び福祉の確保

長時間勤務の是正とともに、心身の健康保持・増進に向けた支援体制を整備する。

（３）学校及び教育委員会の役割分担の明確化

学校現場の主体的な取組を尊重しつつ､教育委員会が責任をもって支援･改善を行う。

５　目標

（１）業務量管理に関する目標

ア　月４５時間を超える超過勤務を行う教育職員の割合について、計画期間中に段階的な縮減を図る。

イ　年間３６０時間を超える超過勤務を行う教育職員を原則として生じさせない体制の定着を図る。

ウ　在校等時間の客観的把握を１００%実施し、学校別・職種別の状況分析を毎年度行う。

（２）健康確保に関する目標

ア　長時間勤務者に対する面談・指導の実施率を１００%とする。

イ　ストレスチェック等を活用した心の健康把握を全教育職員に対して継続的に実施する。

ウ　健康相談や専門家につながる仕組みについて、全教育職員への周知を徹底する。

６　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）業務量管理に関する措置

ア　在校等時間の把握及び分析

・　出退勤管理システム等を活用し、教育職員の在校等時間を客観的かつ継続的に把握する。

・　月ごとの超過勤務時間について、学校別・職種別・時期別に分析し、教育委員会と学校管理職で共有する。

イ　業務の精選・見直し

・　教育課程、校務分掌、行事内容について定期的な点検を行い、教育職員が担う必要性の低い業務の削減・統合を進める。

・　調査・報告業務や文書事務について様式の統一・簡素化を図る。

ウ　ＩＣＴの活用による効率化

・　校務支援システムや連絡アプリ等を活用し、情報共有、文書作成、連絡業務の効率化を推進する。

エ　業務量の平準化

・　年間行事計画の見直しにより、業務が特定の時期に集中しないよう調整する。
・　繁忙期においては、業務分担の見直しや人的支援の重点配置を行う。

（２）健康確保に関する措置

ア　長時間勤務者への対応　・一定時間を超える超過勤務が確認された教育職員については、管理職による面談を実施し、業務内容の見直しや勤務軽減措置を講ずる。

イ　産業医等との連携　・産業医や医療専門職と連携し、健康相談、助言、必要に応じた受診勧奨を行う体制を整備する。

ウ　心の健康づくり　・ストレスチェックを活用し、教育職員の心理的負担の把握と早期対応に努める。
・　相談窓口や支援制度について定期的に周知する。

（３）教育委員会による支援措置

ア　指導・助言
・　各学校の取組状況や在校等時間の状況を定期的に把握し、必要に応じて指導・助言を行う。

イ　人的配置等の工夫
・　業務量の状況を踏まえ、町費会計年度任用職員の配置や配置方法の見直しを行う。

７　推進体制

本計画の推進に当たっては、教育委員会、学校管理職、教育職員が共通理解のもと連携しＰＤＣＡサイクルにより継続的な改善を図る。

８　点検・評価

毎年度、計画の実施状況及び超過勤務時間の推移について点検・評価を行い、その結果を次年度以降の取組改善に反映させる。

９　おわりに

本計画に基づく取組を着実に推進することにより、教育職員の業務負担の軽減と健康確保を図り、児童生徒に対する教育の質の向上につなげていく。